

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の大学院研究指導手当の支給に関する細則

平成26年 4月 1日  
規程第 106 号

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき、大学院研究指導手当（以下「研究指導手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象業務)

第2条 研究指導手当の支給対象業務は、公立大学法人大分県立看護科学大学が設置する大学院研究科（以下「大学院研究科」という。）において開設する課題研究、修士特別研究及び博士特別研究をいう。

(支給対象職員)

第3条 研究指導手当の支給対象職員は、大学院研究科に在籍する大学院生の課題研究、修士特別研究及び博士特別研究の指導を担当する主指導教員とする。ただし、博士の学位を有する講師及び助教（これらの者のうち理事長が指定する者に限る。）で当該研究指導等における指導補助に従事する者については、手当額の2分の1の額を支給することができる。

2 前項に規定する大学院生には休学、停学、長期履修期間中の者及び大分県立看護科学大学大学院学則第10条に規定する修業年限を超えた者を除く。

(研究指導手当の額)

第4条 給与規程第2条第3項第1号に定める研究指導手当の額は、別表に掲げる額とする。

(支給の始期及び終期)

第5条 研究指導手当の支給は、職員が第3条に規定する主指導教員に任ぜられた日の属する月の翌月から支給を開始し、担当する課題研究、修士特別研究及び博士特別研究の単位認定を行った日の属する月をもって終わる。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、研究指導手当に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業務の区分	指導の区分	手当の額
大学院研究科における課題研究	主	大学院生1人あたり1月につき2,000円
大学院研究科における修士研究	主	大学院生1人あたり1月につき3,000円
大学院研究科における博士研究	主	大学院生1人あたり1月につき4,000円